



## 移管手数料キャッシュバック!

投資信託や上場株式等を他社からきらぼしライフデザイン証券に移管いただいたお客さまに、ご負担された移管手数料(消費税相当分を含む)を全額返金いたします。

### 移管手数料キャッシュバックサービスの概要

対象取引	<p>・きらぼしライフデザイン証券取扱いの投資信託・国内債券・外国債券・上場株式等(ETF、REIT等を含む) ※当社にて移管がお受けできない銘柄がありますので、あらかじめ当社までご確認ください。株式に関しては、日本銀行出資証券ならびに外国株式を除く、東京証券取引所(第一部、第二部、マザーズ、JASDAQ)上場銘柄のみを対象とします。個人および法人のお客さま、いずれも本サービスの対象となります。</p>
キャッシュバック金額	<p>お客さまが移管元会社にお支払いされた移管手数料(消費税相当分を含む)</p>
お手続き方法	<p>以下の6つの項目が確認できる「計算書」や「領収書」の写しをご提出ください。書類を確認後、移管手数料(消費税相当分を含む)をお客さまの総合取引口座へ入金いたします。</p> <p>①移管依頼日 ②移管証券の銘柄・数量 ③移管にかかる手数料額 ④移管口座の名義 ⑤移管元会社名 ⑥移管先がきらぼしライフデザイン証券であること</p>
ご留意事項	<p>・「計算書」や「領収書」等の写しは、移管入庫日から3ヶ月以内にご提出ください。</p> <p>・移管元会社が日本国内の会社であり、お客さまが円貨で支払われた手数料を本サービスの対象とします。</p> <p>・本サービスは予告なく内容の変更または終了する場合があります。</p> <p>・キャッシュバックは課税の対象となり、確定申告が必要な場合があります。詳しくは税務署などへご確認ください。</p>

金融商品仲介業を行う登録金融機関



商号等:株式会社きらぼし銀行  
 登録金融機関 関東財務局長(登金)第53号  
 加入協会:日本証券業協会 / 一般社団法人金融先物取引業協会

委託金融商品取引業者



商号等:きらぼしライフデザイン証券株式会社  
 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第3198号  
 加入協会:日本証券業協会



#### 「金融商品にかかる手数料等およびリスクについて」

- きらぼしライフデザイン証券で取扱う商品は預金ではなく、預金保険制度の対象ではありません。また、きらぼしライフデザイン証券が元本を保証するものでもありません。
- きらぼしライフデザイン証券で取扱う商品は、投資元本・利回り・配当が保証されている商品ではありません。また、金利・為替・株式市場等の変動や、有価証券の発行者の信用状況または財産状況の変化等により価格が下落し、損失が生じるおそれがあります。お取引による損失は、お客さまご自身に帰属しますので、お取引は、お客さまご自身の責任と判断で行っていただきますようお願いいたします。
- きらぼしライフデザイン証券で取扱う商品のお取引は、クーリング・オフの対象ではありません。
- きらぼしライフデザイン証券で取扱う商品へご投資いただく際には、各商品ごとに所定の手数料等(国内株式取引の場合は約定代金に対して最大1.21% [税込](ただし、上限金額は275,000円)・最低2,750円 [税込]の売買手数料)をご負担いただきます。投資信託の場合は銘柄ごとに設定された購入手数料(換金時手数料)および運用管理費用(信託報酬)等の諸経費等をご負担いただく場合があります。ただし、お申込日前営業日の総合取引口座(円預り金を含む)における預り資産残高(当社所定の計算による時価評価残高)が1,000万円以上のお客さまについては、投資信託購入手数料を購入金額、取引形態にかかわらず実質無料とします。(オンラインサービスでの取引の場合、一旦手数料をいただきますが、翌月末までに税込手数料相当分を総合取引口座にキャッシュバックします。キャッシュバックは課税の対象となり、確定申告が必要な場合があります。詳しくは税務署などへご確認ください。対面取引の場合、購入手数料はいただきません。)お客さまにご負担いただく手数料などの合計額については、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので表示することができません。
- 商品ごとに手数料およびリスクは異なりますので、当該商品等の契約締結前書面、目論見書等をよくご確認ください。

#### 「金融商品仲介業務についてのご注意事項」

- 金融商品仲介業務は、当社が取扱っている商品(取引)の注文をきらぼし銀行が当社へ仲介する業務です。きらぼし銀行は、当社からの委託を受けて、取引の仲介を行います。
- 金融商品仲介業務で取扱う商品は当社にて保護預りしますので、投資者保護基金の対象となります。
- お客さまの金融商品仲介口座は当社に開設され、口座開設後の有価証券の売買等のお取引についても、お客さまと当社のお取引になります。
- きらぼし銀行には当社とお客さまとの契約締結に関する代理権はありません。したがって、当社とお客さまとの間の契約の締結権はありません。
- きらぼし銀行において金融商品仲介業務でのお取引をされるか否かが、お客さまときらぼし銀行の融資等他のお取引に影響を与えることはありません。また、きらぼし銀行での融資等のお取引内容が金融商品仲介業務でのお取引に影響を与えることはありません。